

○総務省、財務省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、国土交通省、令第一号
環境省

環境省設置法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十二号）の施行に伴い、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づき研究開発・成果利用事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月三十日

総務大臣 林 芳正

財務大臣 片山さつき

厚生労働大臣 上野賢一郎

農林水産大臣 鈴木 憲和

経済産業大臣 赤澤 亮正

国土交通大臣 金子 恭之

環境大臣 石原 宏高

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画の認定等に関する省令（平成二十三年農林水産省、経済産業省、厚生労働省、国土交通省、令第一号）の一部を次のように改正する。

総務省、財務省、
環境省、

第五条第六項中「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改める。

附 則

この省令は、令和八年七月一日から施行する。